

第1版

発行 2018年5月20日

避難所運営マニュアル

明倫地区まちづくり協議会

変更履歴

版	作成日	変更内容
1	2018年5月20日	新規作成

明倫まちづくり協議会 避難所運営に向けての取組

平成30年5月20日

◎はじめに

平成23年3月に発生した東日本大震災では、多大な被害の発生に伴い、非常に多くの方が避難所へ避難し、避難所のあり方や運営体制に多くの課題が残りました。

こうした課題へ対応するため、内閣府（防災担当）から平成28年4月に「避難所運営ガイドライン」が出され、その中では「被災者の健康を維持するために『避難所の質の向上』を目指す」ことが明記されています。

伊勢市では、伊勢湾台風などの過去の台風被害や大震災の教訓を踏まえ、「避難所運営マニュアル 事前準備解説編」を作成し、個別の避難所運営マニュアル作成に向けた基本的な事項を定めており、また、同編の趣旨を踏まえ、各地域においてより具体的な運営マニュアルを作成することが求められています。

一人でも多くの命を守り、避難者が、より安全で安心な避難所生活を送ることができるよう、明倫地区の特性を踏まえ、まちづくり協議会のメンバーが中心となって「より過ごし易い避難所」の運営を目指していきます。

◎ 基本原則 その1

「伊勢市 避難所運営マニュアル 事前準備解説編」
-伊勢市の避難所に関する考え方-より

◆ 避難所は、「避難を必要とする方」を受け入れる施設です。

□「指定避難所」・「津波緊急避難所」

災害時に住民等に避難を呼びかけるため、市は避難勧告等を発します。このような緊急避難の必要がある場合に利用する施設です。

□「避難生活施設」

災害により住家を失った方や、ライフラインの被害により、日常生活が著しく困難な方が避難生活を送る施設です。

◆ 避難所は、避難者を一時的に受け入れる施設です。

□避難所として活用する施設は、本来別の用途があります。避難所の受入れは一時的なものであり、自宅に戻ることのできる方や仮設住宅などへの受入れが決まった方には退所を促し、施設本来の用途の回復を目指します。

◆ 避難所は、避難者の「必要最低限の生活」を支援する施設です。

□災害時に避難所で支援できることには限界があるため、避難者の要望全てに応じるのではなく、避難者の「必要最低限の生活」のために必要なことから優先して対応します。

□ただし、できる限り普段の生活との格差を少なくする「配慮」（特に高齢の方や障がいのある方などへの配慮や、プライバシーの配慮）を適切に行うことが必要です。

◆ 自助・共助・公助の取り組みにより、円滑な避難所運営を目指します。

□自助・共助・公助それぞれの活動が活発に行われ、それぞれの取り組みと相互の協力により、円滑な避難所運営を目指します。

◎ 基本原則 その2

「自助」－個人・家庭で、自身や家族の身の安全を守る活動や、そのための備え－

- 日頃からの備えが大切。
 - ・自宅の耐震化や家具の転倒防止を行って被害軽減に努めます。
 - ・食料や水（1週間分程度）、簡易調理器などの備蓄を行い、食料不足やライフラインの停止に備えます。
- 安全な避難をする。
 - ・お住まいの地域の「指定避難所」「津波緊急避難所」を事前に把握します。
 - ・お住まいの地域では避難所にどのように行動するのかを事前に把握しておきます。
 - ・災害時に避難する避難所や安否の確認方法を家族で共有しておきます。
- 避難所でも必要最低限の自立した生活を行う。
 - ・食料や水をすぐに持ち出せるよう準備しておき、避難の際に持参します。
 - ・常用の薬や乳幼児のおむつなど、普段の生活で欠かせない物も準備しておきます。
 - ・ラジオと電池、携帯電話の簡易充電器など、情報源と電源を準備しておきます。

「共助」－地域の中で地域住民の安全を共に守る活動や、そのための備え－

- 地域で安全迅速に避難する、地域住民の安否を確認する。
 - ・地域住民の避難先や、避難の経路や方法などを把握しておきます。
 - ・避難の際に支援が必要となる方を把握し、避難支援の方法を決めておきます。
 - ・災害時の安否の確認方法を決めておきます。
- 円滑な避難所運営と地域支援を行う。
 - ・地域の避難所の活用方法や避難所運営の役割、運営方法を決めておきます。
 - ・避難生活が困難な方への支援について決めておきます。
 - ・地域の事業所との連携や協力について決めておきます。
 - ・避難所運営訓練、避難所の施設や資器材の事前確認などを行います。

「公助」－行政が市民の安全を守るために行う各種活動や、そのための備え－

- 円滑な避難所運営と迅速な避難所への支援を行う。
 - ・食料や資機材の備蓄、情報機器の整備、物資の配送システムの充実など、物や情報の支援体制を整備します。
 - ・避難所担当職員の派遣体制の整備、職員教育の徹底など、しっかりとした支援体制を構築します。
 - ・地域団体の施設との事前協議、避難所運営訓練などの実施により、地域団体や避難者、行政及び施設の協働による運営体制を整備します。